

公益社団法人日本フードスペシャリスト協会
役員等の報酬及び費用に関する規程

(総則)

第1条 この規程は、公益社団法人日本フードスペシャリスト協会（以下、「協会」という。）の役員等の報酬及び費用に関する事項について定める。

(常勤役員等の報酬及び費用)

第2条 常勤役員（週3日以上協会に勤務する者）の報酬は月額 710,000 円以内とし、毎月一定の定まった日に支給する。

2 通勤手当、厚生年金、健康保険、介護保険、労働保険の適用については、常勤役員は協会職員とみなす。

(非常勤役員等の報酬及び費用)

第3条 非常勤役員（常勤役員でない役員）及び顧問の理事会及び総会への出席や関係官庁・関係機関への出張に伴う報酬は以下の通りとし、その都度支給する。

事 由	支給額（手取額）
理事会・総会	10,000円
出張	5,000円

2 交通費については、近郊地は一律 3,000 円、遠隔地は鉄道運賃又は航空運賃の実費と宿泊を伴う場合は宿泊費 15,000 円を、その都度支給する。

(専門委員等の報酬)

第4条 役員及び専門委員の専門委員会（分科会を含む）及び研修会への出席に伴う報酬は以下の通りとし、その都度支給する。ただし、常勤役員には支給しない。

事 由	区 分	支給額（手取額）
専門委員会	会 長	30,000円
	委 員 長	30,000円
	副 委 員 長	20,000円
	委 員	15,000円
研修会	役員・委員	15,000円

(原稿料等)

第5条 非常勤の役員には一般の執筆者等と同様に原稿料等を支給することとし、その額は以下の通りとする。

区 分	支 給 額 (手取額)
会 報 執 筆 者	20,000円 (原稿用紙10枚程度)
試験問題出題者	5,000円 (1題)
試験問題添削者	50,000円以内
講 演 料	100,000円以内

(その他の費用)

第6条 前各条に定めのないものでも、状況により協会が支給の必要のあると認めた場合には、旅費等の費用を支給することがある。

(支給の方法)

第7条 前各条の報酬等の支給は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

(規程の変更)

第8条 この規程は、総会の議決を経なければ変更できない。

附則

この規程は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。平成28年5月16日の改正後の規則は、改正の日から施行する。